

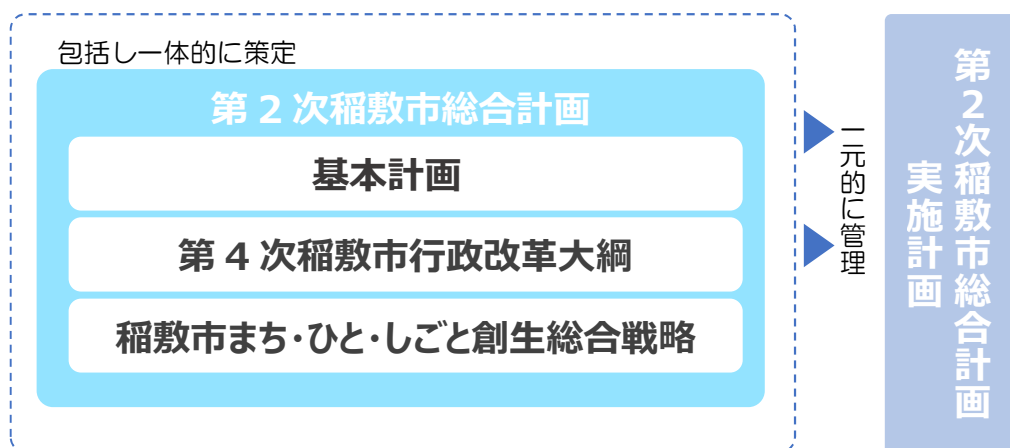
総合計画と行改大綱、総合戦略の位置づけについて

□策定にあたっての経緯

- ・総合計画（基本計画）の期間は、市長任期と合わせることで、マニフェストとの連動性や実効性を高めるとしています。今回の策定は、新たに市長任期と合わせるため、令和2年度～令和5年度を計画期間とする総合計画の改定を行います。
- ・また、同時期に策定する行革大綱及び総合戦略についても総合計画と整合を図りながら一体的に策定します。

□計画の位置づけと役割

- ・総合計画は、稲敷市の最も上位の計画であることを踏まえ、稲敷市全体のまちづくりを進めるにあたって、総合計画と行革大綱、総合戦略を一体的に包括して改定します。



□各計画の概要

◇総合計画（第2次稲敷市総合計画基本計画）

- ・総合計画は、地方自治法に基づく法定計画です。市の行政施策を総合的・体系的に示す計画です。基本構想と基本計画（重点プロジェクト・政策別計画）及び実施計画によって構成されます。

◇行革大綱（第4次稲敷市行政改革大綱）

- ・行政改革推進法に基づく法定計画です。行政改革に関する基本的な考え方や、取組を実行していくための方針を定めたものです。行政改革大綱と実施計画によって構成されます。

◇総合戦略（第2次稲敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略：いなしきに住みたくなっちゃおうプラン）

- ・まち・ひと・しごと創生法に基づく法定計画です。地方創生を推進するため、人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方を活性化するための市町村計画です。人口の目標を示す人口ビジョンと、それを実現するための施策を示す総合戦略により構成されます。